

介護保険制度の 主な変更点をお知らせします

図1 自己負担割合の判定の流れ

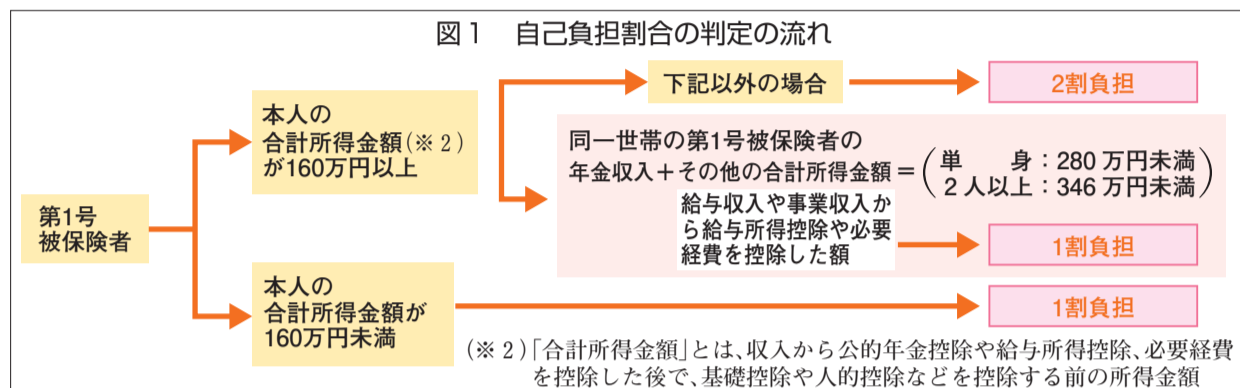


図2 自己負担割合の判定例

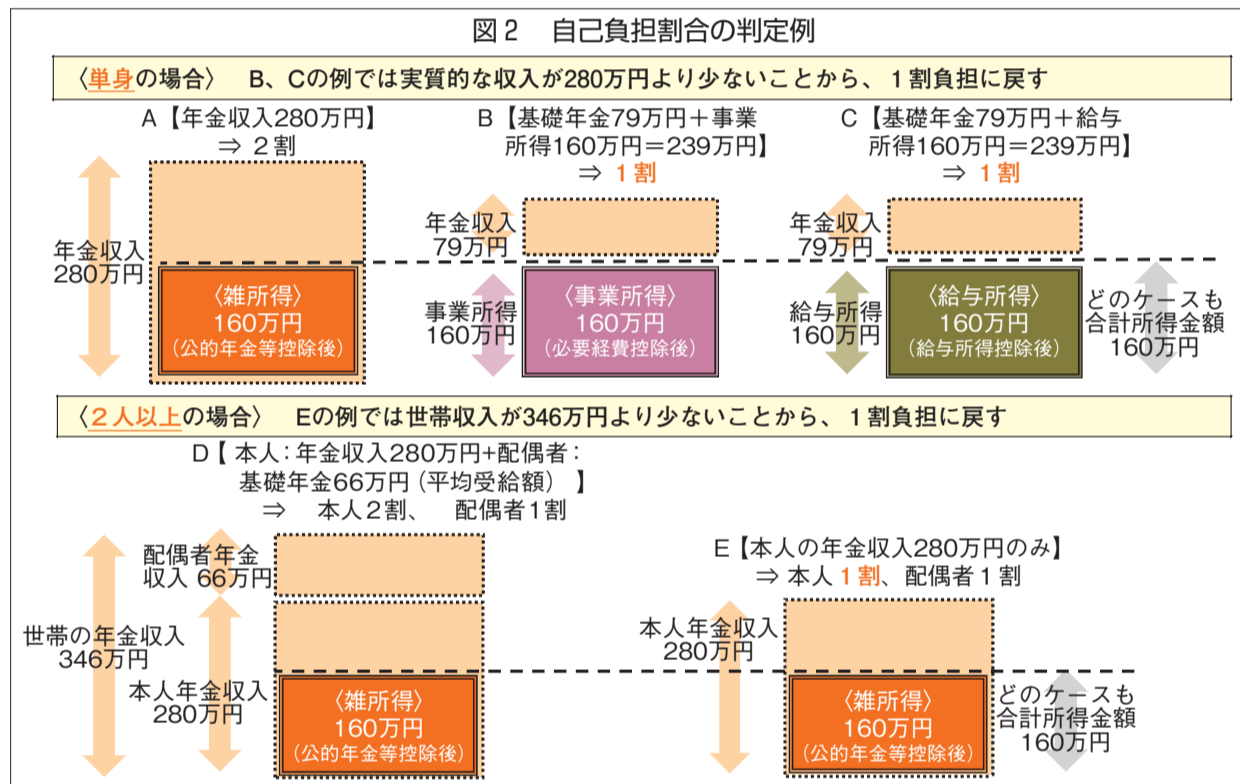


図3 利用者負担限度額

27年7月まで		27年8月から	
所得区分	限度額(月額)	所得区分	限度額(月額)
市民税・都民税課税世帯の方	世帯: 3万7,200円	現役並み所得者相当の方(※3)	世帯: 4万4,400円
世帯全員が市民税・都民税非課税	世帯: 2万4,600円	市民税・都民税課税世帯の方	世帯: 3万7,200円
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人: 1万5,000円	世帯全員が市民税・都民税非課税	世帯: 2万4,600円
生活保護受給者など	個人: 1万5,000円	・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人: 1万5,000円
		生活保護受給者など	個人: 1万5,000円

(※3) 同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる場合。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、申請により「市民税・都民税課税世帯の方」と同様の限度額となります。

今回の介護保険制度の改正では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護・医療・生活支援・介護予防の充実や、制度を維持していくための費用負担の公平化が図られます。制度改正にご理解、ご協力をお願いします。

詳しくは介護福祉課係および地域ケア係 ☎470・7818、介護サービス係 ☎470・7750へ。

一定所得以上の方は介護サービス利用時の自己負担が2割に

65歳以上(第1号被保険者)の方が、介護サービスを利用するときの自己負担は原則1割ですが、27年8月から、一定所得以上の方は、本人の合計所得金額が160万円以上(公的年金収入に換算すると280万円以上)の方です。ただし、年金収入と

その他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯では世帯の合計が346万円未満の場合は、自己負担が1割のままになります(※1参照)。

※自己負担割合の判定例は図2を参照してください。

◎介護保険負担割合証
要介護認定を受けた全ての方に利用者の負担割合が記載された「介護保険負担割合証」

(※1)が発行されます。27年8月から「介護保険被保険者証」とともに介護サービス利用時に必要になります。

(※2)有効期間は毎年8月1日(翌年7月31日)です。自己負担割合の判定および介護保険負担割合証の送付は、7月中旬を予定しています。

高額サービス費の上限を引き上げ

1カ月の介護サービスの自己負担額(利用者負担額)が一定の上限を超えた場合は、超えた額が高額介護サービス費として給付されます。

利用者の負担限度額の上限は27年8月から、医療保険制度における現役並み所得者に相当する方が世帯で3万7200円(月額)から4万4400円(月額)に引き上げられます(※3参照)。

なお、「現役並み所得者相当の方」以外の方の限度額は変更ありません。

特定入所者介護サービス費(負担限度額)の支給要件を変更

介護保険施設利用時の居住費と食費(シヨートステイの利用を含む)について、所得

の低い世帯(市民税・都民税が非課税の世帯)の方は所得に応じて自己負担の限度額が設けられていますが、27年8月から支給要件に次の項目が追加されます。

①住民票上の世帯が異なる(世帯分離している)場合の配偶者が市民税・都民税非課税者であること

②預貯金などが単身で100万円以下、夫婦で2000万円以下であること

③28年8月から非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として算定

所得が低い方の保険料の負担を軽減

27年度の介護保険料の見直しにより、所得が低い方の保険料の軽減割合が大きくなります。

介護保険の財源構成を変更

27年度から介護保険の財源の負担割合が、65歳以上の方は21%から22%へ、40歳〜64歳の方は29%から28%へ、それぞれ変更されます。

介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」が新しい総合事業に移行

介護保険制度の改正により、要支援1・2の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は、新しい総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」などに移行され、市では29年4月から実施します。既存の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のほか、NPO法人やボランティアなどによる多様なサービスを提供します。

第6期東久留米市高齢者福祉計画 介護保険事業計画を策定

同計画は、第5期の計画を踏まえ、27年度〜29年度の3年間の「市の高齢者に関する諸施策の方向性」を示しています。また、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年には、市の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合が約3割と予測される超高齢社会を念頭に、中長期的な視点を示す

ものとして策定しています。同計画書は、介護福祉課(市役所1階)、市政情報コーナー(同2階)のほか、5月上旬から市ホームページでもご覧いただけます。詳しくは介護福祉課係 ☎470・7818、介護サービス係 ☎470・7750へ。

《今号の主な内容》

- ・27年度軽自動車税の納税通知書を発送します
- ・特約保養施設・元気回復施設をご利用ください
- ・民生委員・児童委員を紹介いたします
- ・東久留米から公立昭和病院へのバス路線が開通しました
- ・環境美化マナーアップキャンペーンを実施します
- ・ふるさとマップ東久留米の文化財2015が完成しました
- ・東久留米100周年記念展示とライブアクトを開催します
- ・肺がん検診を実施します

2面
3面
4面
5面
6面
9面
11面
12面